

令和6年第2回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月9日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所 2階会議室2BC

3 出席委員 20名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

16番 白戸 裕丈

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第 8 号	農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 9 号	競売公売買受適格者の証明について
議案第 10 号	農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 11 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 12 号	地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第 13 号	耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について
議案第 14 号	令和 6 年事業計画（案）及び令和 6 年農作業労働賃金等標準額について
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 号の規定による通知書の受理について
報告第 5 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第 6 号	令和 5 年賃借料情報について

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係	山形 英己
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主 査	斎藤 俊宏
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 6 年第 2 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席委員数は 20 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、2 番 乗田栄一委員、

4 番 石岡雅樹委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、山形主幹、秋村金木支所長、市浦支所斎藤主査、農林政策課太田主事にお願いいたします。

次に、次第５業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 （報告）

令和６年１月２６日午前９時３０分から、市役所２階会議室においてあっせん委員会を行い、福土浩樹推進委員と事務局であっせんにあたりました。

３条有償移転事業４件、あおもり農業支援センター事業６件を適正に処理したことを報告いたします。

令和６年１月１８日午前９時から、小林達英委員、中谷徳善委員、千葉達美推進委員で金木町玉水地区の法務局登記官照会１件。

令和６年２月２日午前９時から、秋谷諭委員、櫛引富士太郎推進委員で金木町川倉地区及び金木町玉水地区の５条転用、合計２件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第８号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 １ページをご覧ください。

議案第８号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

申請件数は、有償所有権移転１１件、無償所有権移転４件です。２ページをご覧ください。

１番 大字七ツ館字柏枝、田３筆、合計 2,635 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 660,000 円の有償移転です。

- 2 番 大字七ツ館字柏枝、田 1 筆 、462 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 115,000 円の有償移転です。
- 3 番 大字下岩崎字戸草元ほか、田 3 筆、合計 10,858 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,150,000 円の有償移転です。
- 4 番 大字川山字森内ほか、田 2 筆、合計 8,926 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
農業委員会あっせん総額 1,785,200 円の有償移転です。
- 5 番 大字高瀬字鷹ノ爪、畑 1 筆 、570 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 246,332 円の有償移転です。
- 6 番 大字梅田字間瀬、畑 2 筆 、合計 5,180 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 500,000 円の有償移転です。
- 7 番 大字羽野木沢字隈無、畑 1 筆 14,587 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。
- 8 番 大字野里字牧ノ原、畑 1 筆 、1,426 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 140,000 円の有償移転です。
- 9 番 大字川山字千本、田 2 筆 、合計 307 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50,000 円の有償移転です。

1 0 番 大字戸沢字玉清水、田 5 筆 、 合計 19,207 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

1 1 番 大字松野木字影日、田 1 筆 、 93 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

1 2 番 大字藻川字間手川ほか、田 2 筆、畑 1 筆 、

合計 385.91 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

贈与による無償移転です。

1 3 番 金木町中柏木鎧石、田 6 筆 、 合計 14,301 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 800,000 円の有償移転です。

1 4 番 金木町喜良市坂本、田 2 筆、畑 8 筆 、 合計 31,987 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

親から子へ一括贈与による無償移転です。

1 5 番 相内実取、田 1 筆 、 2,673 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 801,900 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当で
あると判断されます。

議 長 議案第 8 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 8 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 8 号について原案のとおり許可いたします。

つづきまして、議案第 9 号「競売公売買受適格者の証明について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 9 ページをご覧ください。

議案第 9 号、「競売公売買受適格者の証明について」であります。

農地法第 3 条の規定の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので審議を求めるものです。

なお、当該適格者が最高価買受申請人等となり農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとしします。

件数は 2 件です。

1 番 大字鶴ヶ岡字唐橋、田 1 筆、421 m²、最低公売価格は 84,000 円、所有者、願出人は記載のとおりです。

入札期間は、令和 6 年 2 月 15 日、願出人の耕作面積は、63,403 m²、労働力の状況は、男 3 人、女 2 人です。

2 番 大字鶴ヶ岡字唐橋、田 3 筆、5,416 m²、最低公売価格は 1,083,000 円、所有者、願出人、入札期間、願出人の耕作面積、労働力の状況は 1 番と同じです。

いずれの競売物件についても、利用権設定はございません。

願出人の確保している農業用機械は、トラクター 2 台、田植機 1 台、農業用自動車 2 台、年間の従事日数は 150 日、買受地は水稻の作付を計画しています。以上、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず、適格者として許可相当であると判断されます。

議 長 議案第 9 号についての説明が終わりました。
 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 9 号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 9 号について原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題いたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 10 ページをご覧ください。

議案第 10 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転 2 件、賃借権設定 1 件です。

1 1 ページをご覧ください。

1 番 金木町川倉宇田野、畑 1 筆、1,244 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用目的は資材置場です。

申請地は、金木総合支所から北西へ約 3.7km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

借受人は舗装工事業を営んでおり、当該農地の隣接地を碎石ストックヤードとして使用しているが、請負い工事の増加に伴い既存のストックヤードのみでの対応が困難であるため、隣接する当該農地の転用申請に至りました。

申請地の北側は既存のストックヤード、東側は道路、西側及び南側は農地であるが、碎石置場と隣接農地の間に 3 メートルの保安区域を設けるため、土砂等の流出の恐れはございません。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 金木町玉水、田 1 筆、1,852 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は店舗建築です。

申請地は、金木総合支所から南へ約 960m に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

譲受法人は小売業を営んでおり、店舗新築の為、土地を探したが条件に合う土地が見つからず今回の申請に至りました。申請地は国道に面しているため車両の出入りが容易

で、近隣には商業施設や公共施設が点在し、集客が見込めると判断しました。

店舗の北側、西側及び東側は道路、南側は宅地です。土地の高さは周囲と合わせ、駐車場はアスファルト舗装し、土砂の流出を防ぎます。汚水及び雑排水は浄化槽を設置し、雨水についても小田川土地改良区管轄の水路に放出することから、近隣農地への影響はございません。

土地利用計画については、添付書類により妥当と判断され、資力・信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 金木町玉水、田 3 筆、合計 3,014 m²

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は店舗建築で 2 番と同じ内容です。

申請地の位置については、12 ページを御覧下さい。

議 長 議案第 10 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 10 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 休憩を終わります。

つづきまして議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 13 ページをご覧ください。

議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 185 件、所有権移転 12 件です。

14 ページ、番号 1 番から 126 ページ 185 番までの利用権設定 185 件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

127 ページ、番号 1 番から 134 ページ 12 番までの所有権移転 12 件については、あっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 11 号についての説明が終わりました。

閲覧時間を 5 分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5 分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、はじめに、利用権設定 1 番から 3 番、21 番、53 番及び 88 番以外について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番、2
1 番、5 3 番及び 8 8 番以外について原案のとおり決定す
ることにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声あり）

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番、
2 1 番、5 3 番及び 8 8 番以外について原案のとおり決定
いたします。

つづきまして、利用権設定 1 番から 3 番については私
に関する案件ですので、「農業委員会等の法律第 3 1 条の
規定による議事参与の制限」により立ち会うことができ
ないことから退席いたします。議事進行は小山内会長職
務代理者をお願いいたします。

（議長交代）

森 会長 （退 席）

小山内職代 それでは、ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

小山内職代 ご質問がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番
について原案のとおり決定することにご異議ございま
せんか。

委 員 （異議なしの声あり）

小山内職代 ご異議がないようですので、利用権設定 1 番から 3 番
について原案のとおり決定いたします。
森会長の入室を許可いたします。

(議長交代)

議長 つづきまして、利用権設定 2 1 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、3 番 外崎高逸(こういつ)委員には退席をお願いいたします。

外崎委員 (退 席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委員 (な し)

議長 ご質問がないようですので、利用権設定 2 1 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、利用権設定 2 1 番について原案のとおり決定いたします。
外崎高逸委員の入室を許可いたします。

外崎委員 (入 室)

議長 つづきまして、利用権設定 5 3 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、1 番 金谷広大(こうだい)委員には退席をお願いいたします。

金谷広大 (退 席)

議長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 5 3 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 5 3 番について原案のとおり決定いたします。

金谷広大 (こうだい) 委員の入室を許可いたします。

金谷委員 (入 室)

議 長 つづきまして、利用権設定 8 8 番について審議いたします。「農業委員会等の法律第 3 1 条の規定による議事参与の制限」となりますので、7 番 佐藤善一委員には退席をお願いいたします。

佐藤委員 (退 席)

議 長 ご質問がある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、利用権設定 8 8 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、利用権設定 8 8 番について原案のとおり決定いたします。

7 番 佐藤善一 (よしいち) 委員の入室を許可いたしま

す。

佐藤委員 （入 室）

議 長 暫時休憩といたします。

（休 憩）

議 長 休憩を終わります。

つづきまして、議案第１２号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 １３５ページをご覧ください。

議案第１２号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は１件です。

１番 金木町玉水、田２筆、所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。

調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第１２号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 （な し）

議 長 ご質問がないようですので、議案第１２号について承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 12 号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 13 号 耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。
参与より説明をお願いします。

参 与 136 ページをご覧ください。

議案第 13 号 「耕作放棄地が「農地」に該当するか否かの判断について」であります。

耕作放棄地について、農業委員会が「農地」に該当するか否かの判断をしたいので議決を求めるものです。

提案理由は、利用状況調査で把握した農地・非農地の判断対象地について、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの判断をしたいので、議決を求めるものであります。

137 ページをご覧ください。

1 番 大字七ツ館字鶴ヶ沼、畑 1 筆、479 m²

別の資料にて説明いたします。耕作放棄地に係る農地・非農地の判断対象地（参考資料）をご覧ください。

1 ページは、令和 6 年 1 月 31 日に実施した利用状況調査で農地として再生利用が困難な農地として非農地判断する土地の資料です。

2 ページは、非農地判断をした確認結果です。

非農地と判断した理由は、長年の休耕により森林の様相を呈しており、農地への復元が極めて困難であることから、非農地と判断いたしました。場所については 4 枚目になります。

議 長 議案第 13 号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり承認し、「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 3 号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第 1 4 号「令和 6 年事業計画（案）及び令和 6 年農作業労働賃金等標準額について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1 3 8 ページをご覧ください。

議案第 1 4 号「令和 6 年農業委員会事業計画（案）及び令和 6 年農作業労働賃金等標準額について」であります。令和 6 年五所川原市農業委員会事業計画及び令和 6 年農作業労働賃金等標準額を別紙のとおり執行したいので承認を求めるものです。

提案理由は、農業委員会等に関する法律、第 6 条に規定する事務を執行するため、本会の承認を求めるものです。

1 3 9 ページをご覧ください。

令和 6 年五所川原市農業委員会事業計画（案）です。

I 基本方針、われわれ農業委員会組織は、地域農業の牽引役としての自覚を持ち、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられた「農地等の利用の最適化の推進」に向けて、農業委員と農地利用最適化推進委員そして農地中間管理機構が連携し、農業生産の基盤であり、かつ地域の貴重な資源である農地の有効利用を図りながら豊かな農村

環境を形成することを目的に取り組むものとします。

○ 事業計画です。

1. 土地対策（1）農地の有効利用としまして、

- ① 農地制度の着実な実施に向けて、制度の普及啓発に取り組むとともに、審議の公平性、公正性、透明性をより高め、優良農地の確保と有効利用に全力で取り組む。
- ② 一般企業の農地の貸借による農業への参入にあたり、農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じさせないため、厳格な審査と適正利用の監視強化に努める。
- ③ 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を策定し、認定農業者等担い手農家への農地の集積を図る。
- ④ 農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資するよう農用地区域内にある土地について、その土地の農業上の利用を確保するため、所有権の移転等のあっせん事業により、農地の流動化を図る。
- ⑤ 農業経営基盤強化促進法により所有権移転するものについて、農業者の経費軽減を図るため、登記嘱託事務を行う。以上5つを大きな柱として取り組む計画としたいと思います。

（2）農地パトロールの強化と遊休農地利用の増進

（3）農地台帳の整備

農地の利用状況、権利関係等を速やかに調査し、最新の情報を管理する。

（4）公益社団法人あおもり農業支援センター受託事業を、適正利用に関する指導を行いながら農地流動化を促進する。

2. 人と経営対策としまして、

（1）人・農地プランから地域計画へ

（2）経営感覚に優れた農業者の育成

（3）農業者年金業務受託事業

他の制度にない優位性を周知することで、加入推進の取り組みを強化していく。

（4）認定農業者等との意見の交換と政策提案

(5) 地域に根ざした農政運動の展開

消費者との交流をおこなう等地域に根ざした農政運動を展開する。

3. 広域対策としまして

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の地区担当制

(2) 広報活動の推進

(3) 行動力あふれる農業委員会活動

農業振興の維持・発展のため、農業委員・農地利用最適化推進委員による各種研修会や地区交流会等を開催し、行動する農業委員会づくりを推進するため、計画いたしました。

つづいて令和6年農作業労働賃金等標準額について説明いたします。141ページをご覧ください。

農作業労働賃金等標準額は、農作業受委託において、委託者及び受託者間で適正な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を定めたものです。

昨年度からの変更点は、青森県最低賃金が令和5年10月7日より時給853円から898円に改定されたことに伴う農作業労働日雇賃金の改定で、上の表の農作業日雇賃金が6,900円から7,200円に増額となりました。下表の農業用機械賃借料は令和5年と同様です。

議長 ただいま、説明いたしました議案第14号について、ご質問・ご意見はございませんか。

委員 (なし)

議長 ご質問が無いようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がありませんので、議案第14号について、原案のとおり承認いたします。

以上、議案第8号から議案第14号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 （報 告）

議 長 その他に何かございませんか。

以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。